

安芸地区市町村PTA連絡協議会 会則

- 第1条 本会は安芸地区市町村PTA連絡協議会と称し、事務局を会長の指定地に置く。
- 第2条 本会はPTA設立の趣旨に則り、市町村PTAの連絡連携を図り、会員相互の研修並びに児童生徒の福祉を増進し、教育の振興を期することを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的に賛同する安芸地区内各学校PTAをもって組織する。
- 第4条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1 PTA相互の連携を密にし、会員相互の研修に努める。
 - 2 家庭、学校、社会における教育環境の整備改善を図り、児童、生徒の福祉を増進する。
 - 3 民主教育の理解に努め、これを増進する。
 - 4 教育に関する公費の増額に努める。
 - 5 その他会員の研修、子どもの福祉、教育振興のために必要な事業。
- 第5条 本会に次の役員を置く。
- 会長1名 副会長2名 監事2名
事務局長（会計を兼ねる）1名 支部長は各ブロック1名
- 第6条 会長、副会長、監事は総会で選出し、会計、事務局長は、会長が委嘱する。支部長は、各市町村支部よりそれぞれ選出する。
- 第7条 会長は本会を代表し、会務を管掌する。副会長は会長を助け、事故あるときはこれにかかわる。会計は会の経理事務にあたり、監事は会計の監査をする。事務局長は事務を行い、支部長は支部を代表し、本会の企画運営にあたる。
- 第8条 役員任期は1カ年とする。但し、再任を妨げない。欠員の補充は前任者の残余期間とする。
- 第9条 本会は次の機関を置く。
- 1 総会
総会では単位PTA（1名）で選出された代議員で構成し、本会の最高決議機関で、次の事項を決定する。
(1) 運営の基本方針並びに予算の決定
(2) 決算の承認
(3) 会則の変更
(4) 他団体への加入、脱退
(5) その他重要な事項
 - 2 役員会
役員会は、会長、副会長、会計、事務局長、各地区支部長及び事務局で構成し、総会の決議事項の執行にあたる。
- 第10条 本会の経費は分担費、補助金、その他の収入をもってこれにあてる。
- 第11条 本会の会計年度は毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。
※旅費規程 役員会の旅費は県の旅費規程に準じて支払う。
第9条の2項に記している役員のみに支払う。

附則

- 1 本会則は、昭和42年11月18日より施行する。
- 2 本会に必要な細則は定めることができる。
- 3 第5条改正規定は、昭和57年6月7日から適用する。
- 4 この会則は平成11年6月4日に一部改正する。（会計の設置及び母親代表の設置）
- 5 この会則は平成12年6月2日に一部改正する。（第5条、第6条、第7条、第9条の2）
- 6 この会則は平成24年5月26日に一部改正する。（第5条、第6条、第9条の2、第11条、旅費規程）
- 7 この会則は平成26年5月31日に一部改正する。（第6条、第9条）
- 8 この会則は平成27年5月30日に一部改正する。（第5条、第6条、第7条、第9条）